

ふれあいランド岩手における 敷地内禁煙の実施について(お知らせ)

ふれあいランド岩手は、岩手県が定めた「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」に基づき対応してきていますが、この度、受動喫煙の防止を目的とした「健康増進法の一部を改正する法律」の一部施行を踏まえ、同指針が全部改正され、ふれあいランド岩手は、「敷地内禁煙」となります。

施行日：令和元年 7 月 1 日（月）

※施設(建物)内、駐車場の車内も含め、敷地内では一切喫煙できません。

ご理解、ご協力をお願いします。

ふれあいランド岩手